

# お知らせ



## 魚の住めるきれいな川を 合併浄化槽の設置にご協力を

問合せ 環境保全課生活環境係 ☎(80)1161

浄化槽を設置する場合には、原則として合併浄化槽の設置が義務付けられています。既に設置されている単独浄化槽については合併浄化槽への転換に努めるようご協力ください。

家庭からのよごれた水が魚の住みかをおびやかす!?

私たちの日常生活で、1人が1日に使う水の量は約200ℓで浴槽1杯分、使った水の中よごれは1日約40gといわれます。そのよごれの原因は1位が台所、2位が水洗トイレ、3位が洗濯や風呂などです。

生活排水の中で台所排水は全体の45%、主に油がよごれの原因となっています。



図1: 魚が住める水質にするために必要な水の量  
※BOD: 水のよごれ具合を表す物差しの一つです。この数字が大きくなると水がくさりやすいということを表しています。

1ℓ以下)にするため必要になる、きれいな水の量を示しています。家庭で使った油を100ml(コップ1杯分)捨てただけで、魚が住めるきれいな水にするために、2000ℓ(浴槽1000杯分)の水を必要とするのです。

合併浄化槽できれいな水を守りましょう!!  
合併浄化槽は台所、トイレ、洗濯や風呂など家庭から出るよごれた水を処理する設備です。よごれを約10分の1の4gにすることができ、魚が住める水質にするために必要なきれいな水は80ℓですみます。浄化槽にはトイレだけをきれいにし、台所、洗濯、風呂からのよごれた水はそのまま川などに流してしまう『単独浄化槽』というものもあります。現在では新しく設置することはできません。台所、洗濯、風呂のよごれは私たちが1日に出すよごれのうち、68%を占めています。このよごれをきれいにするために、単独浄化槽を合併浄化槽に転換することが必要です。合併浄化槽を設置する場合には、補助金制度があります。20年度から、くみ取り便所から転換する場合の上乗せ制度ができました。合併浄化槽を設置することで、きれいな水で魚が住める河川を守りましょう。



## 家庭用小型合併浄化槽の設置には、補助金制度をご利用ください

市は、家庭用の小型合併浄化槽を設置する場合、その設置の一部を補助しています。

### 補助金額

■ 単独浄化槽又はくみ取り便所から転換する場合  
合併浄化槽の大きさ  
5人槽 332,000円  
7人槽 414,000円  
10人槽 548,000円

■ 補助金に上乗せされる金額  
単独浄化槽から転換  
180,000円  
くみ取り便所から転換  
100,000円

### ■ 建物新築の場合

5~10人槽 各120,000円  
注1: 補助金の申請は、合併浄化槽を設置する前です。  
注2: 建物新築に対する補助金のみ21年度から廃止予定です。  
注3: 農業集落排水地域は浄化槽補助金の対象外です。

## 犬の飼い主の方へ

### 料金について

・登録済の方  
一頭当たりの料金  
狂犬病予防注射手数料 2,800円  
狂犬病予防注射票交付手数料 550円

合計 3,350円  
この他に新規登録の方は、新規登録手数料3,000円が必要が必要です。

・時間短縮のため、おつりのないようにご協力ください。

### お願い

・生後91日以上の犬が対象です。  
・事故防止のため、必ず犬を抑えられる方が連れてきてください。自宅など会場以外の場所に何って注射をすることはしません。  
・転入してきた方は、先に市役所環境保全課で転入の手続きを済ませてから会場へお越しください。